

あだちシニアふれあい食堂推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、任意の区民団体、特定非営利活動法人（NPO法人）等（以下「団体」という。）が行う地域の満65歳以上の者（以下「高齢者」という。）を中心とした会食や会食を通じた交流の場を提供するあだちシニアふれあい食堂の運営に要する経費の一部を補助することにより、高齢者の孤立防止や交流の機会の増加、心身の健康増進及び地域交流の場の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「あだちシニアふれあい食堂」（以下「ふれあい食堂」という。）とは、地域の高齢者等が気軽に立ち寄り、栄養バランスに配慮した食事をとりながら、様々な交流をすることができる場を設ける取組をいう。

(補助対象団体)

第3条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次条に定める補助対象事業を実施する団体であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 団体の活動拠点が区内であること。
- (2) 会則（会則に準ずるものを含む。以下同じ。）を備えていること。
- (3) 暴力団（足立区暴力団排除条例（平成24年足立区条例第37号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団と関係する団体ではないこと。
- (4) 団体の構成員が、暴力団員等（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当しないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、別表の第1欄に掲げる事業とする。ただし、その実施にあたっては、次に掲げる事項を満たすものとする。

- (1) 実施場所は区内とし、高齢者が参加しやすい場所であること。
- (2) 天災地変等やむを得ない事由により開催できなかった場合を除き、月に1回以上、定期的にふれあい食堂を開催していること。
- (3) 1回あたりおおむね10人以上の高齢者が参加できる規模で、当該高齢者が安全に食事を取りながら交流することができるスペースを確保していること。
- (4) 提供する食事は、当該ふれあい食堂のスタッフ又は参加者が直接調理したもの又は購入した弁当等であること。
- (5) 提供する食事は、栄養バランスに配慮したものであること。
- (6) ふれあい食堂の開催に当たり、常時、責任者を配置し、安全に配慮していること。
- (7) ふれあい食堂のスタッフは、責任者を含め3人以上であること。
- (8) 提供する食事に対し費用をふれあい食堂の参加者から徴収している場合は、地域の実情、第1条の目的等を勘案して適当と認められる金額を設定していること。

(遵守事項)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 前条の補助対象事業のうち、「会食事業の開催」事業及び「高齢者の心身の健康増進や安全安心な日常生活に資する講座等の開催」事業にあつては必ず実施し、「地域の交流機会の確保など、孤独感の解消や生きがいの増進に資する取組」事業にあつては実施するよう努めること。
- (2) 前条の補助対象事業のうち、「会食事業の立上げ」事業を実施する場合は、ふれあい食堂のスタッフとして1名以上の高齢者を起用すること。
- (3) 政治活動及び宗教活動並びに参加者に対する営業活動及び勧誘行為を行わないこと。
- (4) 営利目的の活動を行わないこと。ただし、補助対象事業となるふれあい食堂を実施する場所と同一の場所において、補助対象団体が当該ふれあい食堂と異なる事業を実施する場合で、当該利用者に飲食の提供を行う場合は、この限りでない。
- (5) 公序良俗に反する活動を行わないこと。
- (6) 補助対象団体は、高齢者の見守りに係る関係機関との連携及びスタッフの意識啓発を図るため、区の「絆のあんしん協力機関」に登録するとともに、年1回以上区の「絆のあんしんネットワーク連絡会」に参加すること。
- (7) ふれあい食堂の開催時に、これに参加する高齢者に対し、地域包括支援センター等の高齢者支援に係る相談窓口を周知するよう努めること。
- (8) ふれあい食堂に参加する高齢者の生活状況を把握し相談に応じるとともに、必要に応じてニーズに対応した関係機関につなげること。この場合において、当該高齢者の生活状況に異変が疑われる等の事由が生じたときは、地域包括支援センター等に対して速やかに連絡を行うこと。
- (9) 区が主催するふれあい食堂に係るスタッフ向けの講習会に参加すること。
- (10) 地域の高齢者が参加しやすいように周知を図ること。
- (11) ふれあい食堂の開始前に管轄の保健所に相談し、指導・助言を求めること。
- (12) 食事の提供における食品の安全確保を図るため、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び各種法令、通知等に基づく適切な衛生管理体制を構築すること。
- (13) ふれあい食堂の開催に当たり、参加者の食物アレルギーの有無の確認（食物アレルギーに対応することができない場合にあつては、参加者への周知、注意喚起等、健康被害防止のための適切な対応）をすること。
- (14) 子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について（通知）（平成30年6月28日付子発0628第4号厚生労働省子ども家庭局長、社援発第0628第1号厚生労働省社会・援護局長、障発0628第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、老発0628第3号厚生労働省老健局長）別添8の子ども食堂における衛生管理のポイント等を参考とし、食中毒予防、感染症対策等の衛生管理に万全を期すこと。

(15) 事故発生時の対応のため、保険に加入すること。

(16) 食中毒又は事故が発生した時の対応方法や連絡体制をあらかじめ定め、スタッフに周知徹底を図るとともに、これらが発生した場合は、速やかに区長に報告すること。

(17) 個人情報の適正な管理に十分配慮し、ふれあい食堂の実施に携わるスタッフ等が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについてスタッフ等に周知徹底を図るなどの対策を講じること。

2 前項に規定するもののほか、区長は、第10条の規定による補助金の交付決定に際し、条件を付すことができる。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表の第3欄に掲げる経費とする。ただし、人件費、補助対象団体が当該団体の運営に要する経費及び補助対象経費とすることが適当でないと区長が認める経費については、補助対象外とする。

(補助金の交付額)

第7条 補助金の交付額は、別表の第1欄に定める事業区分ごとに、同表の第2欄に定める補助基準額と同表の第3欄に定める補助対象経費の実支出額からふれあい食堂に参加する高齢者から徴収した額その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額とする。ただし、当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象団体が国、都、区、公社、民間団体等による同種の補助金の交付を受ける場合における補助金の交付額は、前項の規定により算出した額から当該補助金の額を控除した額とする。

(補助対象期間)

第8条 補助対象期間は、第10条の規定による補助金の交付決定の日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体（以下「申請団体」という。）は、あだちシニアふれあい食堂推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

(1) あだちシニアふれあい食堂推進事業補助金 所要額内訳書（様式第1号の2）

(2) あだちシニアふれあい食堂推進事業補助金 計画書（様式第1号の3）

(3) 会則及び構成員名簿

(4) 営業許可証、給食届の写し等保健所へ適切な手続を行ったことを確認することができる書類

(5) 保険の加入状況を確認することができる書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、団体の概要、活動状況等を確認することができる書類

(補助金の交付決定等)

第10条 区長は、前条の規定により補助金の交付申請がされた場合には、当該申請に係る書類の審査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、補助金を交付することを決定したと

きはあだちシニアふれあい食堂推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付しないことを決定したときはあだちシニアふれあい食堂推進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請団体に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請団体（以下「交付決定団体」という。）は、速やかにあだちシニアふれあい食堂推進事業補助金概算払交付請求書（様式第4号）を区長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

2 前項の規定は、次条第3項の規定により補助金の交付決定の内容を変更する旨の決定を受けた場合について準用する。

（事業の変更等）

第12条 交付決定団体は、第10条に規定する交付決定を受けた後において、当該交付決定を受けた事業から著しく逸脱しない範囲内で、当該事業の内容を変更することができる。

2 交付決定団体は、当該事業の内容を変更しようとするときは、あだちシニアふれあい食堂推進事業補助金変更申請書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて、速やかに区長に提出しなければならない。ただし、軽易なものについては、この限りでない。

（1） あだちシニアふれあい食堂推進事業補助金所要額内訳書（変更・追加申請）（様式第5号の2）

（2） あだちシニアふれあい食堂推進事業補助金計画書（変更・追加申請）（様式第5号の3）

3 区長は、前項の規定による申請がされた場合には、当該申請に係る書類の審査等を行い、当該補助金の交付決定の内容を変更する旨の可否を決定する。この場合において、当該補助金の交付決定の内容を変更する旨を決定したときはあだちシニアふれあい食堂推進事業補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により、当該補助金の交付決定の内容を変更しない旨を決定したときはあだちシニアふれあい食堂推進事業補助金変更不交付決定通知書（様式第7号）により、当該申請を行った交付決定団体に通知するものとする。

（事業の中止・廃止等）

第13条 交付決定団体は、第10条に規定する交付決定を受けた後において、当該交付決定を受けた事業を中止し、又は廃止する場合は、あだちシニアふれあい食堂推進事業補助金（中止・廃止）申請書（様式第8号）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請がされた場合は、当該交付決定団体に対する補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、あだちシニアふれあい食堂推進事業補助金（中止・廃止）承認通知書（様式第9号）により当該申請を行った交付決定団体に通知するものとする。

（関係書類の整備等）

第14条 交付決定団体は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管するものとする。

2 区長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の帳簿

及び証拠書類を検査するとともに、実施状況について調査することができる。

(財産の管理)

第15条 交付決定団体は、補助対象事業により取得した財産について、補助金の交付目的に従って、補助金の対象となった事業期間終了後においても適切に管理しなければならない。

(実績報告)

第16条 交付決定団体は、当該年度の事業が完了したとき又は事業を中止し、若しくは廃止したときは、あだちシニアふれあい食堂推進事業補助金実績報告書(様式第10号)に次の各号に掲げる書類を添えて、速やかに区長に提出しなければならない。

- (1) あだちシニアふれあい食堂推進事業補助金所要額内訳書(様式第10号の2)
- (2) あだちシニアふれあい食堂推進事業補助金事業実績報告書(様式第10号の3)
- (3) 領収書の写しその他の補助対象事業に係る経費の支出の事実を明らかにする書類及び当該経費の内訳が確認できる書類
- (4) その他区長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第17条 区長は、前条の規定により事業の完了の報告を受けた場合は、その内容を調査確認し、実施事業の活動状況及びこれに係る経費の支出が適正であると認められるものに対し、交付すべき補助金の額を確定し、あだちシニアふれあい食堂推進事業補助金交付額確定通知書(様式第11号)により当該交付決定団体に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第18条 区長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令等に違反したとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が不相当と認めたとき。

2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、あだちシニアふれあい食堂推進事業補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により、補助対象団体に通知するものとする。

3 前2項の規定は、第17条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第19条 区長は、第13条第2項及び前条の規定により交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 区長は、第17条の規定により補助金の額の確定をした場合において、既に交付された補助金の額が補助金の確定額を超えるときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 前2項の規定により補助金の返還を命じられた交付決定団体は、あだちシニアふれあい食堂推進事業補助金精算書（様式第13号）を区長に提出し、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

（違約金等）

第20条 交付決定団体は、前条第1項の規定により補助金を返還する場合（第18条の規定により交付決定を取り消された場合に限る。）において、足立区補助金等交付事務規則（昭和50年足立区条例第6号）の定めるところにより、違約金を納付しなければならない。

2 交付決定団体は、前条第1項及び第2項の規定により返還を命じられた場合において、これを指定した期限までに納付しなかったときは、当該期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（規則の適用）

第21条 この要綱に定めのない事項は、足立区補助金等交付事務規則を適用する。

（委任）

第22条 この要綱及び足立区補助金等交付事務規則に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、福祉部高齢者施策推進室長が別に定める。

付 則（7足福包発2911発第2911号 令和8年3月30日 区長決定）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条—第7条関係）

補助金交付基準

1 事業区分	2 補助基準額	3 補助対象経費	4 補助条件等
1 会食事業の開催	1 食堂当たり (1)10人以下 10千円×実施回数 ※年間 240千円を上限 (2)11人以上 20人以下 20千円×実施回数 ※年間 480千円を上限 (3)21人以上 30人以下 30千円×実施回数 ※年間 720千円を上限 (4)31人以上 40千円×実施回数 ※年間 960千円を上限	食事の提供に必要な経費（需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに負担金補助及び交付金）	(1)補助基準額及び補助対象経費の額の算定対象となる者は、高齢者とする。 (2)高齢者以外の者が参加している場合は、参加者の総人数から高齢者の数の割合を算出し、補助対象経費に乗じて算出する。 (3)補助対象経費の実支出額が明確でない経費（光熱水費等）の場合は、当該経費を実施日数等で按分して算出する。
2 高齢者の心身の健康増進や安全安心な日常生活に資する講座等の開催	1 食堂当たり 20千円×実施回数 ※年間 40千円を上限	講座等の開催に必要な経費（報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに負担金補助及び交付金）	(1)上記1の事業の開催に加えて実施する場合には加算する。 (2)年1回以上開催すること。
3 地域の交流機会の確保など、孤独感の解消や生きがいの増進に資する取組	1 食堂当たり 50千円×実施回数 ※年間 100千円を上限	孤独感の解消や生きがいの増進に資する取組に必要な経費（報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに負担金補助及び交付金）	
4 会食事業の立上げ	1 食堂当たり 年間 500千円を上限	新たな会食事業の立上げに要する経費（需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費並びに負担金補助及び交付金）	1名以上の高齢者をふれあい食堂のスタッフとして起用する場合に限る。

